

別記様式2

生産行程管理業務規程

令和7年10月23日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒105-0021）東京都港区東新橋2-8-5

（トウキョウトミナトクヒガシシンバシ2-8-5）

名称（フリガナ）：公益社団法人 日本茶業中央会

（コウエキシャダンホウジン ニホンチャギョウチュウオウカイ）

代表者（管理人）の氏名：会長 上川 陽子

ウェブサイトのアドレス：<https://www.nihon-cha.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：荒茶及び仕上げ茶

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：日本茶（ニホンチャ、ニッポンチャ）、Nihon Cha、Nippon Cha

Japanese Tea、Japan Tea

4 明細書の変更

公益社団法人 日本茶業中央会（以下「日本茶業中央会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

日本茶業中央会は、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し、「日本茶」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生葉生産業者、荒茶加工業者、仕上げ茶加工業者は、「日本茶」の明細書に記載された生産地及び生産の方法が遵守されていることを記録し、保管する。

イ 日本茶業中央会の手順

日本茶業中央会は、生産地及び生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産業者から生産地及び生産の方法を記録した資料を提出させる等により確認を行う。

（2）手順の妥当性を見直す機会

日本茶業中央会は、上記（1）のア及びイの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

日本茶業中央会は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

日本茶業中央会は、上記5の(1)の周知の際に、地理的表示である「日本茶」及びGIマーク(以下「地理的表示等」という。)の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「茶」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。なお、同一区分の他の地理的表示を重複して使用しないこと。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「日本茶」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

日本茶業中央会は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、日本茶業中央会は当該生産業者の生産した「茶」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

日本茶業中央会は、上記6及び8に関して、「日本茶」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

日本茶業中央会及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「日本茶」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び日本茶業中央会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

